

# 鴻臚館・福岡城エリアロゴ制作業務委託 提案競技実施要項

令和 8 年 1 月  
福岡市経済観光文化局地域観光推進課

## 【資料】

- 資料 1 提案競技実施要項
- 資料 2 企画提案書作成要領
- 資料 3 仕様書
- 資料 4 評価項目配点表

## 【様式】

- 様式 1 質問書
- 様式 2 提案競技参加申込書
- 様式 2-1 委任状
- 様式 2-2 誓約書
- 様式 2-3 役員名簿
- 様式 2-4 共同事業体構成団体一覧ひな形
- 様式 2-5 共同事業体協定書ひな形
- 様式 2-6 個人用財務諸表
- 様式 3 同種又は類似業務の実績表
- 様式 4 提案競技参加辞退届

本提案競技実施要項は、「鴻臚館・福岡城エリアロゴ制作業務委託」（以下「本業務」という。）の提案競技に関し、企画提案に必要な仕様及び募集内容について定めるものである。受託事業者決定後、委託契約を締結する際には、本市と受託者が協議の上、契約用の仕様書を定めることとする。

## 1 件名

鴻臚館・福岡城エリアロゴ制作業務委託

## 2 業務の目的

鴻臚館は現在東門等の復元が進められており、往時の姿が現れるこの機会を捉えて、市民や観光客の認知を高め、観光資源として活用していくこととしている。

また福岡城においても、今後、整備基本計画に基づき、櫓や門など復元が行われ、城郭を楽しむ装飾なども施される予定であり、さらなる活用を図ることとしている。

本業務では、両史跡の活用に向け、市民や観光客にわかりやすくその歴史的・文化的価値を伝え、親しみを持ってもらうことを目的にロゴを制作するもの。

ロゴの制作に当たっては、下記のような両史跡の特徴を踏まえ、異なる時代・機能を持つ二つの歴史資源のロゴを統一感のあるデザインで制作するもの。

<鴻臚館>

- ・福岡市は2000年前に金印がもたらされ、その後、海を通じた交流を軸にアジアの交流拠点都市として、発展を続けてきた。
- ・金印の伝来から約600年後、博多湾岸に設置された鴻臚館は、大宰府の外交・交易機関として海外からの文化・経済等を受け入れる国内最初の施設であり、まさに「国家戦略の交易特区」として日本の交易を支えるとともに、海外の脅威から日本を守る最前線でもあった。
- ・鴻臚館は航海の危険を乗り越えて到達するチャレンジ結実の象徴であった。
- ・海外からの使節を受け入れる迎賓館として行った様々な催しを通じた交流は、人々のおもてなしの心や日本の文化を知る出来事であり、こうした点から古代の文化観光施設ともいえる。
- ・鴻臚館はチャレンジする都市づくりを進める福岡市の原点であり、昼間の観光の新しい名所や、MICEのユニークベニューとして活用していく。

<福岡城>

- ・福岡城は、慶長12（1607）年に黒田如水・長政親子によって築城され、江戸時代をとおして福岡の政治・経済の中心であった。明治時代以降もその役割を変えながら今日まで受け継がれてきた。
- ・広大な水堀と大濠を巧みに利用した全国で屈指の規模の平山城であり、築城名人加藤清正も絶賛した巨大城郭である。
- ・最盛期の城内には、大小合わせて47以上を数える櫓が建ち並んでおり、その多くは失われたものの、江戸時代から残る多聞櫓や、城の内外に移築された櫓・門がかつての威容を偲ばせる。
- ・堀は北側を除いて埋められているが、石垣は一部破壊されているもののほとんどそのまま残っている。
- ・これらは昭和32年に国史跡に指定され、今日では貴重な歴史的遺産として、また都心における市民のいこいの場として親しまれており、市民や観光客が貴重な文化財を身近に感じができる場として活用していく。

### 3 履行期間

契約締結の翌日から令和8年3月31日まで

### 4 提案限度額

3,000,000円（消費税及び地方消費税額含む）

※上限を超える場合は、失格とする。

### 5 委託内容

「仕様書」（資料3）のとおり

### 6 提案競技に参加する者に必要な資格

次の各号に掲げる資格を有する者でなければ、この提案競技に参加することができない。

なお、複数の事業者が共同企業体（以下、「JV」という。）として参加する場合は、JVのすべての構成員が次の全てを満たしている必要がある。また、JVとして参加する場合は、構成員のすべてがその他のJVの構成員及び提案者になることはできない。

(1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。

(2) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、本市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置または排除措置を受けている期間がある者でないこと。

※ 措置要領が掲示されているホームページアドレス

<http://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/law/index.html>

(3) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、措置要領別表第1、第2および第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。

(4) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(5) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者または会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

※ なお、最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2および第3の各号に規定する措置要件に該当した場合または提出した書類または電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

### 7 留意事項

(1) 受託事業者決定後、委託契約を締結する際には、発注者である本市と受託者が協議の上、提案内容に基づき契約用の仕様書を定めることとする。ただし、協議及び関係機関等との調整の結果により、提案内容から変更することがある。

- (2) 本要項に記載されていない事項で、本業務実施のために必要な業務は、受託者決定後に本市と受託者が協議の上決定する。
- (3) 受託者が、受託業務の一部を再委託する場合には、事前に再委託先、再委託の範囲、期間等を書面で本市に提出し、承認を得ること。
- なお、受託者は、再委託先に対して、再委託業務において取り扱う個人情報等が本市の委託に係るものであること、受託者及び受託業務の従事者と同様の責務規定及び罰則が設けられていることを周知すること。
- (4) 著作権等の取扱いについては下記のとおりとする。
- ① 本業務を通じて制作した、成果物については、本市の観光プロモーションを行う上で、使用できるものとする。
  - ② 成果物のうち、第三者が有する著作物等（以下「既存著作物」という）の著作権等は、個々の著作者に帰属する。
  - ③ 成果物に既存著作物が含まれる場合は、受託者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行う。

## 8 スケジュール

(1) 募集開始	令和8年1月 7日（水）
(2) 質問書提出締切	1月15日（木）17時まで
(3) 質問回答	1月19日（月）予定
(4) 提案競技参加申込書提出締切	1月21日（水）17時まで
(5) 提案競技企画提案書提出締切	1月28日（水）17時まで
(6) 審査	2月 6日（金）※書面審査
(7) 事業者決定及び通知	2月12日（木）予定
(8) 契約締結	2月13日（金）以降

## 9 質問書の提出

- (1) 提出締切  
令和8年1月15日（木）17時まで
- (2) 提出先  
「12 提出先及び問い合わせ先」を参照のこと。
- (3) 提出方法  
様式1「質問書」により、電子メールにて提出すること。その際、提出した旨、電話にて連絡をすること。
- (4) 質問への回答  
令和8年1月19日（月）までに下記福岡市ホームページ上に掲載を予定している。  
<https://www.city.fukuoka.lg.jp/business/keiyaku-kobo/teiankyogi.html>

## 10 提案競技参加申込書の提出

- (1) 提出締切  
令和8年1月21日（水）17時まで（郵送の場合は必着）

(2) 提出先

「12 提出先及び問い合わせ先」を参照のこと。

(3) 提出方法

(4)に記載の書類について、原本を郵送もしくは持参にて提出すること。なお、郵送する場合は、特定記録または簡易書留とすること。また持参する場合は、平日 9 時～17 時とする。

(4) 提出書類

以下の書類のうち、③～⑥については、提出日前3か月以内に発行された原本を提出すること。

なお、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登載されている者であり、当該登載の有効期間内にこの提案募集の公示日又は提案競技参加申請期限日が含まれている者にあっては、②～⑩の提出を免除する。

① 提案競技参加申込書（様式2）

注) JVで申し込む場合は、代表事業者を決定し、「共同事業体構成団体一覧」及び「共同事業体協定書」を作成すること（書式は自由）。なお、その場合、代表事業者が書類を取りまとめて提出すること。

② 会社概要（事業概要がわかるパンフレットでも可。）

③ 登記事項証明書（法人の場合）

注) 法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること（履歴事項全部証明書でも可）。

④ 身分証明書及び登記されていないことの証明書（個人の場合）

注) 本籍地の市区町村発行の身分証明書（市区町村によっては「身元証明書」という名称で取り扱っているところもある。）を提出すること。なお、身分証明書とは、後見登記、破産等の通知を受けていないことを証明するものである。

注) 法務局または地方法務局発行の登記されていないことの証明書を提出すること。なお、登記されていないことの証明書とは、成年被後見人、被保佐人等の登記がされていないことを証明するものである。

注) 身分証明書と登記されていないことの証明書は、両方提出が必要である。

⑤ 市町村税を滞納していないことの証明書

注) 本市内に本店または支店・営業所等を有する者については、本市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金(本税および延滞金等)に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。

注) 上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で、直近2年分の市町村税の滞納がないことが確認できるものを提出すること。

⑥ 消費税及び地方消費税納税証明書

注) 本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。

注) 証明書の種類は「納税証明書（その3）」を選択すること（「その3の2」「その3の3」でも可）。

⑦ 委任状（様式2-1）

注) この提案競技の案件に係る本市との取引を代理人（支店長、営業所長等）に行わせる場合は、様式2-1により委任状を作成して提出すること。

⑧ 誓約書（様式2-2）

注) 様式2-2に、代表者の所在地、商号または名称、代表者役職名、氏名を記入し、印鑑は実印を使用すること。

⑨ 役員名簿（様式2－3）

注) 様式2－3に、代表者及び役員（⑦の委任状を提出する場合は代理人（支店長、営業所長等）を含む。）の氏名、フリガナ、生年月日、性別を記入すること。

注) この情報は、本市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用する。

注) 役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう。（監査役、監事、事務局長は含まない。）

⑩ 直近の決算2年分の財務諸表の写し

注) 直近決算2年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出すること。

注) 個人の場合は、様式2－6をもとに作成の上、提出すること。

(5) 参加辞退

参加申請を行った後、やむを得ない事情により参加を辞退する場合は、速やかに提案競技参加辞退届（様式4）を提出すること。

## 11 提案競技企画提案書の提出

(1) 提出締切

令和8年1月28日(水)17時まで（郵送の場合は必着）

(2) 提出先

「12 提出先及び問い合わせ先」を参照のこと。

(3) 提出方法

企画提案書の原本及びデータを下記に従って提出すること。

① 原本

郵送もしくは持参にて提出すること。なお、郵送する場合は、特定記録または簡易書留とすること。

② データ

電子メールにて提出すること。データはPDF形式とし、ZIPファイルに取りまとめの上、ファイル名を「（提出月日）\_（提案事業者名）\_企画提案書」（※（）は各々必要事項を記載）とすること。

(4) 提出書類

①企画提案書（原本：正本1部、副本8部 データ：正本、副本各1ファイル）

企画提案書作成要領（資料2）に従って作成すること。作成にあたっては、以下の事項に留意すること。

ア デザイン案は、「鴻臚館」「福岡城」それぞれ個別にデザインを制作すること。ただし、両者を同時に使用する場合があることを前提に、調和と統一感を持たせること。また、それぞれのエリアを明確に示し、対になるデザインとして提案すること。

イ 各デザイン案のコンセプトとそのロゴの活用イメージを記載すること。

ウ デザイン案は「鴻臚館」「福岡城」の漢字を基調としたものとし、外国人観光客に伝わりやすいよう「korokan」「fukuoka castle」の表記を加えること。

エ デザイン案には、上記ウを基調とし、下記に示すとおりモチーフを取り入れ、パターン①、パターン②として提案すること。

パターン①：鴻臚館については鴻臚北館東門、福岡城については復元された櫓をモチーフとして取り入れたもの。

パターン②：鴻臚館については鴻臚館式瓦の模様や出土した陶磁器の文様など、鴻臚館ゆかり

のもの、福岡城については石垣や藤巴など、福岡城ゆかりのものをモチーフとして取り入れたもの。

- オ ロゴが小さくなった場合も、文字等が見づらくならないよう配慮すること。
- カ ロゴデザインは、使用する色のCMKY値を記載すること。また、モノクロカラーパターンも提示すること。
- キ 縦横比について、特段の指定はないこと。
- ク 未発表、かつ、著作権や商標権その他第三者の権利を侵害する恐れがないものとすること。併せて、商標チェック等の方法について明示すること。

②見積書（原本：正本1部、副本8部 データ：正本、副本各1ファイル）

## 12 提出先及び問い合わせ先

〒810-8620

福岡市中央区天神1丁目8番1号

福岡市経済観光文化局観光コンベンション部地域観光推進課

TEL：092-711-4984（直通）

メールアドレス：chiikikanko.EPB@city.fukuoka.lg.jp

## 13 選考

### (1) 審査方法

提出された提案書についての書類審査を行う。なお、提案内容の確認のため、提案者に対し確認の連絡をする場合がある。

### (2) 審査方法

最優秀提案者を選考するために設置される提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、評価項目配点表（資料4）に基づき、企画提案書の内容を審査し、最も評価点が高いものを最優秀提案者とする。

※ 評価点が一定基準に満たない場合には、最上位者であっても最優秀提案者とならない。

### (3) 結果通知

最優秀提案者決定後に電子メール等で担当者に連絡する。また、併せて本市ホームページにおいても公表する。なお、審査結果に関する異議・質問等については、一切受け付けない。

※ 審査結果の通知後に、資金事情の悪化等により業務の履行が確実でないと認められるとき、また著しく社会的信用を損なう等、業務受託者として不適切と認められる事情が生じたときは、決定を取り消すことがある。

## 14 採点方法及び契約相手方の決定方法

### (1) 採点方法

評価項目配点表（資料4）の配点により、提案内容がどの程度優れているかを採点し、最優秀提案者を決定する。

### (2) 配点

各項目の配点は、評価項目配点表（資料4）のとおり。

### (3) 最低基準

合計点が6割・60点に達しないときは、最優秀提案者としない。

(4) 契約相手方の決定方法

最高得点者が複数のときは、「1 デザイン性」の評価点が最も高い者を最優秀提案者とする。

(5) 契約相手方決定後の手続き

審査委員会での選考に基づき、最優秀提案者を決定し、当該事業者と最終的な仕様等の協議を行い、業務委託契約手続きを行う。なお、契約締結に至らない場合は、次点の者と業務委託契約手続きのための協議を行う。

(6) 契約保証金

本業務の受託者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の額を、契約の締結前に納付する必要がある。ただし、福岡市契約事務規則第25条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部または一部の納付を免除することがある。

## 15 失格要件

以下のいずれかに該当する場合は、失格となることがある。

- (1) 条件を満たさない提案を行った場合
- (2) 提出書類に虚偽があった場合
- (3) 選考委員等に対する不正な行為が認められた場合
- (4) 事業推進に必要な手続きを行わない場合

## 16 その他

- (1) 本提案書作成に関する費用については、すべて提案者の負担とする。
- (2) 提出された提案書の内容は、契約を締結した際に提案者が責任を持って必ず履行できる内容とすること。
- (3) 審査結果の採点内容に関する質問には一切回答しない。
- (4) 本書を他の目的のために使用することは禁止する。
- (5) 提出された提案書は、業者選定の事務に限り複製する場合がある。
- (6) 提出物は返却しない。なお、契約に至った場合に活用する他は、業者選定以外の目的で提案者に無断で使用することはない。
- (7) 提案書提出後から最優秀提案者選定までの間は、提案書に記載された内容の変更は認めないが、明らかな誤字・脱字などの場合は、この限りではない。
- (8) 選定された提案は、市との協議により、内容の変更を求めることがある。
- (9) 本委託業務の全部を第三者に再委託することは禁止する。